児童養護施設・母子生活支援施設・自立援助ホームで生活する児童の 就職時の資格取得を支援する 「ゆたかな育ちと自立」応援助成事業

令和 4 年度 「社会人一年生スタート応援助成」実施要項

社会福祉法人 全国社会福祉協議会

1. 趣旨

本事業では、株式会社ジェイ・ストーム (レコード・映画制作会社) からの寄付をもとに、社会的養護施設 (児童養護施設、母子生活支援施設、自立援助ホーム) で生活する児童等のゆたかな育ちと、社会に向けた自立への歩みを応援することを目的として、就職時の各種資格等の取得にかかる費用の一部を助成します。

2. 助成内容

(1) 助成対象となる資格等と助成金額

令和4年4月以降に取得した、または取得する次の資格等

①普通自動車運転免許

児童1名につき180,000円を限度として助成

②就職時に有用となる各種資格

(パソコン操作技術、簿記、TOEIC、介護福祉士、保育士等の資格) 児童1名につき 180,000 円を限度として実際に要した金額を助成

(2) 助成対象者(以下の①~④の要件をすべて満たす児童)

- ① 助成申請時に、児童養護施設、母子生活支援施設もしくは自立援助ホームに入所している、 または退所しているが令和2年4月1日以降において入所していた児童。
 - ※本要項における「児童」には、助成要件を満たす満18歳以上の者を含みます。
 - ※過去に本助成を一部でも受けた児童については、申請できません。

※【自立援助ホームの場合】

退所児童については、継続して3か月間以上入所していたことを要件とします。

② 原則として、令和5年4月から9月までの間に就職を予定していること。 ※進学の場合は申請できません。

※【自立援助ホームの場合】

令和4年4月から令和5年3月までの就職も対象とします。

- ③ 前記(1)の資格証等の写しを、施設をとおして本会に提出できること。
- ④ 【児童養護施設または母子生活支援施設の場合】

令和5年3月に高等学校を卒業し、その卒業証書等の写しを、施設をとおして本会に提出できること。

(3) 助成実施にかかる留意点

○各都道府県・指定都市等において、運転免許や資格の取得にかかる他の助成制度の適用を受けた(または受ける予定がある)場合は、本助成の申請はできません。

ただし、措置費「特別育成費」の『資格取得等特別加算費』は併用することができ、資格等取得に要した経費が特別加算費を超えた場合、その差額を申請できます。

○児童1名につき、1つの資格等のみに助成します。

(4)提出書類

①申請書

助成を希望する児童について、様式1により、施設の公印を押した申請書原本を<u>令和5年1月</u> 31日(火)まで(当日消印有効)にご提出ください。

⇒提出先は(5)のとおり

※1 資格等の取得(目標)時期について

助成申請後に資格等取得を予定している場合、各施設は、児童とよく面談いただくなどし、 取得時期の適切な目標を設定のうえ、その時期までの取得に向けて支援をいただくようお願いします。

②その他提出書類

次の書類を令和5年3月17日(金)まで(当日消印有効)にご提出ください。

⇒提出先は(5)のとおり

- ア) 普通自動車運転免許の場合
 - 1) 運転免許証のコピー ⇒下記※2参照
 - 2) 【児童養護施設または母子生活支援施設の場合】 高等学校卒業証書等のコピー

イ) 各種資格の場合

- 1) 資格証のコピー
- 2) 支払済の費用がわかる資料 (資格認定実施機関・学校への振込控のコピー、授業料明細のコピー等)
- 3) 【児童養護施設または母子生活支援施設の場合】 高等学校卒業証書等のコピー

③受領書【自立援助ホームの場合】

本会から受領した助成金を児童に交付した自立援助ホームは、速やかに児童から受領書を徴収してご提出ください。

⇒提出先は(5)のとおり

※2 助成申請受理通知はお送りしません。

①申請書の提出後、**②その他提出書類**のご提出をお忘れなくお願いします。

※3 運転免許の取得が上記の書類提出期限に間に合わない場合は...

「1) 運転免許証のコピー」に代えて『教習費用の支払いがわかる資料(教習所が発行した 領収証のコピー等)』をご提出ください。

後日、運転免許を取得した際、運転免許証のコピーを追加提出いただくことで、助成金満額 を受けられます。

※4 運転免許の取得が助成申請時の目標時期から遅れる場合は...

助成申請後、諸般の事情により運転免許の取得が遅れる見込みである場合は、当初の目標時期の事前に「延長届」(様式2)をご提出ください。

※5 運転免許の取得が難しくなった場合は...

助成申請後、諸般の事情により運転免許の取得が難しくなった場合は、「辞退届」(様式3)をご提出ください。

(5) 提出先

【児童養護施設または母子生活支援施設の場合】

社会福祉法人 全国社会福祉協議会 児童福祉部

「ジェイ・ストーム助成事業」 担当:平野、西谷、真辺

〒100-8980 東京都千代田区霞が関 3-3-2 新霞が関ビル (TEL: 03-3581-6503)

【自立援助ホームの場合】

自立援助ホーム あすなろ荘 (全国自立援助ホーム協議会 事務局)

「社会人一年生スタート応援助成事業」 担当:恒松

〒204-0022 東京都清瀬市松山 3-12-14 (TEL: 042-492-4632)

(6) 助成金の振込み

書類の提出状況を確認のうえ、令和 5 年 5 月中旬(予定)に助成の決定を通知します。その後、同年 5 月 31 日(水)(予定)に助成金を申請書で指定の口座へ振り込みますので、施設から本人に交付してください。

3. 個人情報の取り扱いについて

申請書に記載された個人情報は、本事業の運営管理の目的にのみ使用いたします。

4. 問合せ先

社会福祉法人 全国社会福祉協議会 児童福祉部

「ジェイ・ストーム助成事業」 担当:平野、西谷、真辺

〒100-8980 東京都千代田区霞が関 3-3-2 新霞が関ビル

TEL: 03-3581-6503

よくあるご質問

- O 書類の提出は、FAXでもいいですか?
- A FAX での書類提出は受け付けません。郵送でご提出ください。
- O 書類はどこに提出すればいいですか?
- A 児童養護施設、母子生活支援施設は、全国社会福祉協議会にご提出ください。 自立援助ホームは、全国自立援助ホーム協議会事務局にご提出ください。 それぞれの住所など詳細は、「2.(5)提出先」をご確認ください。
- Q 貸付制度との併用は認められますか?
- A 費用の償還が必要である貸付制度であれば、併用して本助成に申請することができます。 費用の償還が不要な助成制度は、本助成と併用できません。
- Q 助成金の振込先口座は、児童本人の口座でもいいですか?
- A 児童本人の口座を振込先とすることは原則認めません。 振込先口座は施設の口座として、必ず施設が申請者として助成金の受領を確認し、児童本人に交付してください。